

(平成27年3月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
厚生年金関係	15 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を79万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月30日
A社に勤務している期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。調査の上、申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成18年度賃金台帳及び申立人が給与振込口座を開設している銀行から提出された普通預金元帳より、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳に記載された賞与額及び保険料控除額から、79万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 10 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 23 年 12 月 9 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された支給控除一覧表により、申立人は、申立期間において、賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、10 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を年金事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成5年7月から6年10月までは53万円、同年11月から7年4月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月1日から7年5月31日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与額に見合う標準報酬月額と相違しているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成5年7月から6年10月までは53万円、同年11月から7年4月までは59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年5月31日の後の同年6月16日付けで、遡って18万円に減額訂正されたことが確認できる上、申立人と同様に、同日付けで標準報酬月額が減額訂正されている者は、申立人のほかに3人いることが確認できる。

しかしながら、A社及び申立人から提出された平成6年分の所得税の確定申告書（控え）に記載された同社からの支払金額は、上記減額訂正前の標準報酬月額に見合う額であることが確認できる。

また、B会から提出された申立人に関する中脱記録照会（回答）によると、申立期間の報酬標準給与は、上記減額訂正前のオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

一方、A社に係る商業・法人登記簿謄本では、申立人は取締役であったことが確認できるが、同社の代表取締役は、申立人は取締役部長で営業職を担当しており、社会保険事務に関与していなかった旨回答していることから、当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用

事業所ではなくなった後に、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成5年7月から6年10月までは53万円、同年11月から7年4月までは59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和42年4月21日から同年6月13日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を同年6月13日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間①のうち、昭和42年6月13日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（*）における資格取得日に係る記録を同年6月13日、資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社C所における資格喪失日に係る記録を昭和45年1月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月21日から同年8月1日まで
② 昭和44年12月21日から45年1月21日まで
③ 昭和45年5月18日から46年3月6日まで

A社（同社C所、D営業所及びE所を含む。）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において、同社及び同社関連事務所並びにゴルフ場で勤務し、給与から保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録並びに複数の従業員及び当時の社会保険事務の担当であったとする者の供述から判断すると、申立人はA社のD営業所に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、A社のD営業所は、昭和42年6月13日に厚生年金保険の適用事業所となっているところ、上記の社会保険事務の担当であったとする者は、同営業所は同年4月から業務を開始したが、同年4月から同年6月までの間は、同営業所が適用事業所と認められず、適用事業所となるまでの期間についてはA社において厚生年金保険に加入させるべきであるところ、誤って資格喪失日を同年4月21日と届け出たものと考えられ、当該期間も厚生年金保険料を控除していた旨述べている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和42年4月21日から同年6月13日までの期間について、厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間①のうち、昭和42年6月13日から同年8月1日までに期間について、勤務地がD営業所であったと回答しており、継続して勤務していたことが認められる複数の従業員は、いずれもA社（*）が適用事業所となった日（昭和42年6月13日）に資格取得していることが確認できる。

また、上記複数の従業員は、申立期間①において、申立人はD営業所にて営業を担当しており、当該期間に勤務形態の変更等は無かった旨供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和42年6月13日から同年8月1日までの期間について、厚生年金保険料をA社（*）の事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人及び複数の従業員の当該期間前後の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録して

いないことは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 42 年 6 月及び同年 7 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録、B社から提出された「人事発令」及び複数の従業員の供述から判断すると、申立人は、A社C所に継続して勤務し（昭和 45 年 1 月 21 日に同社同事業所からA社E所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C所における昭和 44 年 11 月の社会保険事務所の記録から、4 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

3 申立期間③について、B社は、申立人に係る勤務実態及び届出について、不明である旨回答している。

また、A社E所に係る厚生年金保険被保険者原票により、申立人の雇用保険における離職日（昭和 45 年 3 月 20 日）から申立期間③までに資格取得していることが確認できる 35 人のうち連絡可能な 26 人に照会し、16 人から回答を得られたが、申立人を記憶する者はいない上、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人の雇用保険における離職日から昭和 45 年 12 月末日までに資格取得していることが確認できる 19 人のうち連絡可能な 10 人に照会し、6 人から回答を得られたが、申立人を記憶する者はいないことから、申立人の申立期間③に係る勤務及び保険料控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間③における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成3年10月から4年9月までは36万円、同年10月から8年9月までは38万円、同年10月から10年9月までは41万円、同年10月から同年12月までは47万円、11年1月から同年3月までは44万円、同年4月から同年9月までは47万円、同年10月は44万円、同年11月は47万円、同年12月は44万円、12年1月は47万円、同年2月は50万円、同年3月及び同年4月は47万円、同年5月は44万円、同年6月から13年1月までは50万円、同年2月は38万円、同年3月から同年10月までは50万円、同年11月及び同年12月は53万円、14年1月は47万円、同年2月から同年4月までは53万円、同年5月は50万円、同年6月は53万円、同年7月は38万円、同年8月及び同年9月は53万円、同年10月は50万円、同年11月から15年3月までは47万円、同年4月及び同年5月は50万円、同年6月は59万円、同年7月から同年10月までは47万円、同年11月は38万円、同年12月及び16年1月は41万円、同年2月から17年7月までは47万円、同年8月から同年10月までは44万円、同年11月及び同年12月は47万円、18年1月は44万円、同年2月は47万円、同年3月から同年5月までは44万円、同年6月は47万円、同年7月及び同年8月は44万円、同年9月から同年12月までは47万円、19年1月は44万円、同年2月から同年8月までは47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②から④までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月18日は29万7,000円、16年12月17日は20万円、17年7月15日は30万円とすることが必要である。

なお、事業主が当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 平成3年4月1日から19年9月1日まで
② 平成15年7月18日
③ 平成16年12月17日
④ 平成17年7月15日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額及び申立期間②から④までの標準賞与額の記録が、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準賞与額と相違している。給与及び賞与明細書並びに特別徴収税額通知書を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①のうち、平成3年10月から10年12月までの期間について、申立人から提出された特別徴収税額通知書により判断すると、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①のうち、平成11年1月から14年12月までの期間及び15年3月から19年8月までの期間について、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、申立期間①のうち、平成15年1月及び同年2月について、申立人は保険料控除額を確認できる資料を保有していないものの、金融機関から提出された申立人の当該期間に係る預金元帳において確認できる給与振込額並びに申立人から提出された当該期間の前後の期間における給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から判断すると、当該期間においても前後の期間と同様、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成3年10月から19年8月までの期間の標準報酬月額については、上記明細書及び税額通知書において確認又は推認できる保険料控除額又は報酬月額から、3年10月から4年9月までは36万円、同年10月から8年9月までは38万円、同年10月から10年9月までは41万円、同年10月から同年12月までは47万円、11年1月から同年3月までは44万円、同年4月から同年9月ま

では47万円、同年10月は44万円、同年11月は47万円、同年12月は44万円、12年1月は47万円、同年2月は50万円、同年3月及び同年4月は47万円、同年5月は44万円、同年6月から13年1月までは50万円、同年2月は38万円、同年3月から同年10月までは50万円、同年11月及び同年12月は53万円、14年1月は47万円、同年2月から同年4月までは53万円、同年5月は50万円、同年6月は53万円、同年7月は38万円、同年8月及び同年9月は53万円、同年10月は50万円、同年11月から15年3月までは47万円、同年4月及び同年5月は50万円、同年6月は59万円、同年7月から同年10月までは47万円、同年11月は38万円、同年12月及び16年1月は41万円、同年2月から17年7月までは47万円、同年8月から同年10月までは44万円、同年11月及び同年12月は47万円、18年1月は44万円、同年2月は47万円、同年3月から同年5月までは44万円、同年6月は47万円、同年7月及び同年8月は44万円、同年9月から同年12月までは47万円、19年1月は44万円、同年2月から同年8月までは47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記明細書及び税額通知書により確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該明細書及び税額通知書により確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成3年4月から同年9月までの期間について、上記税額通知書により、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であるとは推認できない。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主は死亡している上、閉鎖事項全部証明書において確認できる事業主に照会したものの、回答を得られないことから、当該期間における申立人の報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②から④までについて、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、当該期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記明細書において確認できる保険料控除額から、平成15年7月18日は29万7,000円、16年12月17日は20万円、17年7月15日は30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間②から④までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主は死亡している上、その後の事業主からも回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和63年7月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月18日から同年8月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社のグループ会社であるB社からA社への異動はあったが、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の人事略歴及び同社の回答から判断すると、申立人が申立期間においてB社及びA社に継続して勤務し（昭和63年7月18日にB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和63年8月のオンライン記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人のA社に係る資格取得日について誤った届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月25日

A社に勤務していた申立期間において、年金事務所から年金記録に反映されていない賞与の支払があった可能性があるとの通知を受けたので、年金記録を調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 21 年 7 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の閉鎖事項全部証明書によると、23 年 9 月 * 日付けで清算が終了し、閉鎖となった旨登記されていることが確認でき、申立人の申立期間における賞与支払及び保険料控除の事実について確認することができない。

また、A社の元代表清算人から提出された関連資料（会計・人事システムからの抽出データ及び金融機関への伝送データ等から作成したとする資料）によると、申立人が、申立期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除された事実については認められない。

さらに、A社が加入していたB健康保険組合は、申立人の申立期間における賞与支払届が提出されていない旨回答しているところ、同健康保険組合から提出された申立人に係る適用台帳には、申立期間に係る賞与の記録は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 4 月
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の更正会社であるB社は、平成 18 年当時の資料は法定保存期間経過のため廃棄済みであり、申立てに係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除については不明である旨回答しており、申立人も、賞与明細書等の賞与が支給されたことが確認できる資料を保管していないことから、申立期間に係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 4 月
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の更正会社であるB社は、平成 18 年当時の資料は法定保存期間経過のため廃棄済みであり、申立てに係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除については不明である旨回答しており、申立人も、賞与明細書等の賞与が支給されたことが確認できる資料を保管していないことから、申立期間に係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 4 月
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の更正会社であるB社は、平成 18 年当時の資料は法定保存期間経過のため廃棄済みであり、申立てに係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除については不明である旨回答しており、申立人も、賞与明細書等の賞与が支給されたことが確認できる資料を保管していないことから、申立期間に係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人は、賞与の振込みが確認できる申立期間当時の銀行預金通帳は廃棄済みであり、振込先金融機関及び支店名を記憶していない旨回答していることから、申立期間に係る賞与の振込みについて確認できない。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 4 月
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の更正会社であるB社は、平成 18 年当時の資料は法定保存期間経過のため廃棄済みであり、申立てに係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除については不明である旨回答しており、申立人も、賞与明細書等の賞与が支給されたことが確認できる資料を保管していないことから、申立期間に係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 4 月
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の更正会社であるB社は、平成 18 年当時の資料は法定保存期間経過のため廃棄済みであり、申立てに係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除については不明である旨回答しており、申立人も、賞与明細書等の賞与が支給されたことが確認できる資料を保管していないことから、申立期間に係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 11 月頃から平成 3 年 2 月 28 日まで

A社で勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では非常勤だったが、第二営業部調査役として営業等の業務に従事していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社における第二営業部の役職者であった者は、「申立人の正確な勤務期間は覚えていないが、別事業所の代表取締役のまま、当社の第二営業部で嘱託として勤務していた。」と回答していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は、資料が無く、申立人の厚生年金保険の加入及び保険料控除は不明と回答していることから、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人が記憶している当時の第二営業部長は、「申立人のことは覚えていないが、当時、第二営業部において嘱託として勤務していた個人事業者が二人いたが、厚生年金保険には未加入だったと思うので、申立人が嘱託ならば、未加入の可能性が高いと思う。」と回答しているところ、A社に係るオンライン記録において当該嘱託二人の氏名を確認できない。

さらに、申立期間当時、A社において勤務していたとする複数の役職者が、「厚生年金保険は正社員のみ加入していた。」と回答しているところ、そのうちの一人である管理部の役職者は、「自身は、経理、総務及び人事を担当しており、正社員の採用には親会社の了解が必要だったため、正社員であれば全員覚えているが、申立人のことは覚えていないので、正社員ではなく、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と回

答している。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間以前から国民年金に加入しており、その保険料を全て納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月1日から2年3月1日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。正社員として勤務し、給与から保険料も控除されていたと思うので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主及び同僚の供述により、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の事業主は、申立人の申立期間に係る勤務や保険料控除の有無を確認できる資料は無いが、申立人の希望で厚生年金保険に加入させなかったものであり、厚生年金保険に加入していない社員の給与から保険料を控除することはなく、申立人の申立期間に係る給与から保険料は控除していない旨述べている。

また、同僚からも申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、具体的な回答は得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年9月1日から26年12月10日まで
② 昭和27年2月1日から同年4月1日まで
③ 昭和31年7月6日から同年9月1日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①、同社又はB社で勤務した期間のうちの申立期間②及びC社で勤務した期間のうちの申立期間③の加入記録が無い。各申立期間においてそれぞれの事業所に継続して勤務していたはずなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社は、昭和25年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できることから、申立期間①のうち、24年9月1日から25年7月31日までの期間は適用事業所でないことが確認できる。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の所在は不明であることから、申立人の申立期間①における勤務及び保険料控除について確認することができない。

さらに、昭和25年8月1日から26年12月10日までの期間にA社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、所在が確認できる17人に照会をし、13人から回答を得られたが、12人は申立人を記憶しておらず、残る一人は名前を聞いたことがあるような気がするものの、申立期間①に申立人が同社に勤務していた記憶は無い旨述べている。

加えて、厚生年金保険手帳番号払出簿によると、申立人の手帳番号は昭和26年12月17日に払い出されていることが確認でき、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録において確認

できる申立人の同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日は一致している上、当該名簿及び台帳に記録訂正等の不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、A社及びB社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、A社の事業主は所在不明であり、B社の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間②における勤務及び保険料控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間②に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得又は喪失した者のうち、所在が確認できる5人に照会をし、3人から回答を得られたものの、申立人を記憶している者はいない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間②に同社において厚生年金保険の被保険者であった者のうち所在が確認できる3人に照会をし、全員から回答を得られたものの、申立人の申立期間②における勤務について、具体的な回答を得ることはできない。

加えて、A社及びB社に係る上記被保険者名簿において確認できる申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日及びB社における資格取得日は、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

3 申立期間③について、当時の事業主は既に死亡している上、C社は、申立期間③当時の資料が無く、申立人の勤務実態、厚生年金保険に係る届出、給与からの厚生年金保険料控除及び保険料納付については不明である旨回答している。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間③に同社において厚生年金保険の被保険者であった者のうち所在の確認できる28人に照会をし、3人から回答を得られたものの、申立人の申立期間③における勤務について、具体的な回答を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 1 日から 51 年 4 月 1 日まで
A 社 (現在は、B 社) に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、製造員として申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚及び従業員の供述から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間に A 社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B 社は、既に申立期間当時の経営陣と代わっているため、当時の資料が無く、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について不明である旨回答している。

また、A 社の申立期間当時の事業主は、当時の資料が無く、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について不明である旨回答している。

さらに、A 社において、申立期間当時、給与事務及び社会保険事務担当であった従業員は、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失の届出及び再取得の届出は、適正に行っており、厚生年金保険に加入していない期間の給与から厚生年金保険料を控除することはなかった旨供述している。

加えて、A 社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間に同社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる同僚及び従業員のうち、連絡先の判明した 11 人に申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて照会を行ったものの、回答のあったいずれの者も不明としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 8 月 1 日から 47 年 3 月 31 日まで
② 昭和 50 年 2 月 1 日から 53 年 3 月 25 日まで
③ 昭和 53 年 4 月 10 日から 61 年 10 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間①及び②並びにB社に勤務した申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①及び②については、A社の元常務と再会し、私の在籍を証言してくれることになり、申立期間③についてはB社の名刺を提出するので、申立期間①から③までを厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、A社の総務担当取締役であった上司及び複数の元従業員の回答から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は昭和 53 年 7 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該期間当時の事業主は死亡しているため、申立人の当該期間に係る勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記上司は、A社の厚生年金保険の取扱い及び保険料控除については不明と供述しており、事務担当の元従業員は、申立人に係る被保険者としての届出及び給与からの厚生年金保険料の控除について不明と回答している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿により、当該期間当時、同社の被保険者記録が確認できる従業員のうち、連絡先の判明した者に、同社の当該期間における厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、申立人を記憶していた者を含め、厚生年金保険の取扱いについては不明と回答している。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿では、当該期間における健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間③について、申立人はB社の名刺を提出し、同社に勤務していたと主張している。

しかしながら、B社は平成8年2月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人の直属の上司であり、かつ、当該期間当時の事業主は死亡しているため、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿により、当該期間当時、同社の被保険者記録が確認できる従業員のうち、連絡先の判明した者に、申立人の当該期間に係る勤務実態及び同社の当該期間における厚生年金保険の取扱いについて照会したが、申立人を記憶していた者はおらず、厚生年金保険の取扱いについては不明であると回答している。

さらに、申立人は、B社に入社したときの従業員はおよそ100人くらいだったとしているところ、上記名簿での被保険者数は20人であり、申立人が、姓のみを記憶していた同僚と同姓の者は、当該期間に被保険者記録が確認できないことから、同社においては、当該期間当時、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、B社に係る事業所別被保険者名簿では、当該期間における健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月 16 日から 48 年 4 月 3 日まで
A 社（現在は、B 社）に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。12 月にボーナスを支給されたことを記憶しており、保険料を控除された記憶もあるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

Cセンター（当時は、D所）の回答から、申立人は、昭和 47 年 3 月 1 日から同年 9 月 30 日まで同所に在籍し、同年 4 月 3 日から、A 社に勤務したことが推認できる。

しかしながら、B 社は、申立期間当時の人事資料を保管していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて不明としているものの、厚生年金保険に加入させていない従業員の給与から保険料を控除することはない旨回答している。

また、A 社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間当時、同社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の従業員に照会したところ、回答を得られたいずれの者も、申立人の勤務期間及び同社の厚生年金保険の取扱いについては不明としている。

さらに、申立人は、D 所の在籍者が A 社に入社し、一緒に勤務した旨主張しているところ、上記事業所別被保険者名簿では、当該同僚の氏名の記載は確認できない上、申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年7月25日から同年12月15日まで
年金事務所に船員保険の加入記録を照会したところ、A所（現在は、B大学）の実習生として船舶に乗船していた期間のうち、C社（現在は、D社）所有の船舶に乗船していた申立期間について船員保険の加入記録が無いことが分かった。同社所有の船舶に乗船していた事実が確認できる船員手帳があるので、申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった船員手帳から、申立人が申立期間において、C社所有の船舶である「E丸」及び「F丸」にG職として乗船していたことは確認できる。

しかしながら、D社は、「申立期間当時の人事資料等は見当たらず、申立人の勤務状況、船員保険の届出及び保険料控除の有無等については、不明である。」旨回答している。

また、B大学の担当者は、「申立期間当時、実習生が民間の船に乗る場合は、その事業所との間で雇用契約を結ぶことになっていたもので、大学には学生の在学、身分及び成績に関するもの以外保管しておらず、乗船実習していたときの船員保険に関する資料は無い。」旨回答している。

さらに、申立人から提出のあった平成25年度版A所同窓会会員名簿に記載されている申立人と同じ時期（第*回）に同所H科を卒業した80人（申立人を除く。）について、当該会員名簿に記載されている住所とオンライン記録における住所が一致した24人に対し、同所卒業前の校外実習中における船員保険の加入状況について照会したところ、20人から回答があり、このうち13人から校外実習当時に乗船していた船舶名及び乗船期間の回答を得たものの、オンライン記録で船員保険の被保険者記録を確認できる者は7人だけであり、そのうちの一人は、「校外実習で実習生として乗船しても船員保

険に加入させてもらえない人がいたようだ。」と回答している。

加えて、上記 13 人のうち、ほかの 6 人については船員保険の被保険者記録を確認することはできないことから、申立期間当時、A所の校外実習生の全てが実習先の事業所で必ずしも船員保険に加入していたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 8 月 1 日から 16 年 9 月 30 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が遡及して訂正されており、当時の給与に比べて低い記録になっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 11 年 8 月から 12 年 9 月までは 59 万円、同年 10 月から 16 年 8 月までは 62 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成 16 年 9 月 30 日）より後の同年 10 月 8 日付けで、遡って 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業・法人登記簿謄本により、申立人は申立期間及び減額訂正処理日において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「平成 13 年頃から社会保険料の滞納があり、保険料支払の猶予についての話合いはしたが、社会保険事務所（当時）の職員から、遡及して標準報酬月額を下げる話を聞いたことや、減額訂正する届出を提出したかどうかについては覚えていない。」と回答しているが、滞納処分票によると、A社では、平成 13 年頃から厚生年金保険料を含む社会保険料の滞納が始まり、その支払に苦慮していたことが確認できる上、その後、滞納が続いたことで、社会保険事務所の担当職員から督促を受け、16 年 8 月 10 日以降は、申立人自ら滞納保険料の解消について対応していることが確認できる。

さらに、申立人は、「代表取締役として事業経営の権限を有し、また、自分が代表印を管理していた。」と回答している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負って

いる代表取締役として権限を有しており、社会保険料を滞納していた状況で行われた上記標準報酬月額の減額訂正処理に全く関与していなかったとは考え難い。このため、申立人は、会社の業務としてなされた当該行為に責任を負うべきであり、当該行為の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

関東東京厚生年金25901（事案25604の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年11月30日から33年1月27日まで
申立期間に係る脱退手当金の請求手続を行った記憶も、受給した記憶も無いので、申立期間の脱退手当金の支給記録を取り消してほしいと第三者委員会に申し立てたが、認められなかった。
第三者委員会の審議結果に納得できないので、新たな証拠等は提出できないが、改めて審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が申立期間に勤務していたA社の従業員調査の結果から、同社が申立期間に係る脱退手当金の代理請求をした可能性が高いと考えられること、ii) 同社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さやうかがえないことなどの理由により、既に当委員会の決定に基づき平成26年10月1日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、上記審議結果に納得できずとし、申立てを行っているが、申立人から新たな資料や情報が得られず、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。